

小規模多機能型居宅介護 重要事項説明書

(令和 8 年 6 月改訂)

当事業者は、ご契約者に対して指定小規模多機能型居宅介護サービスを提供します。
事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

1. 事業者

〒860-0086 熊本市北区打越町 33-91 電話： 096-343-2356
株式会社昭和館 代表取締役 光岡 由紀子

2. 事業所の概要

指定 小規模多機能型 居宅介護事業所 小規模多機能ホーム はけのみや
介護保険事業所番号： 4390100982 管理者氏名： 村岡 知和

住所： 〒860-0084 熊本市北区山室4丁目9-30
電話： 096-343-0003 FAX： 096-343-0004

開設年月： 平成23年8月 登録定員： 29人(通いサービス定員15人、宿泊サービス定員6人)

◇ 事業所の目的

地域のお年寄りが、住み慣れた自宅や地域での生活、人間関係を継続しながら、その人らしく最後まで暮らすことが出来るような生活の支援を目的として、通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスを柔軟に組み合わせて、サービスを提供します。

◇ 事業所の運営方針

利用者一人ひとりの人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続できるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望およびその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービスおよび宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支援します。

◇ 居室等の概要

当事業所では、以下の居室・設備をご用意しています。

宿泊室は、和室1室・洋室5室をご用意しておりますが、利用者の方の心身の状況や居室の空き状況により、ご希望に添えない場合もございます。

居室・設備の種類	室数	備考
宿泊室	6室	洋室(5室)、和室(※居間兼1室)
居間・食堂・リビング	2室	洋室(1室)、和室(1室)
浴室・洗面室	1室	
トイレ	3室	(車椅子対応、シャワートイレ)
火災警報器	8個	(寝室5、和室1、台所1、事務室1)
消火器	2個	

3. 事業実施地域及び営業時間

通常の事業の実施地域： 熊本市の清水・高平台・城北・麻生田・楡木小学校区

営業日： 年中無休 (尚、受付・相談については、通いサービスの時間と同様です)

営業時間： 通いサービス (9時～17時)、宿泊サービス (17時～9時)、訪問サービス (24時間)

4. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定小規模多機能型居宅介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。又、必要に応じて、下記以外の職員を置くものとします。

管理者 1 名、介護支援専門員 1 名、看護師 1 名、介護職員 5 名

※日中の通いサービスにおいて、利用者 3 名につき 1 名以上及び訪問担当職員 1 名、夜間において宿泊サービス担当職員 1 名及び訪問担当職員（※オンコール） 1 名を配置するものとします。

職員の勤務時間は原則として次の通りです。（その他、利用者の状況に応じた勤務時間を設定します。）

日勤： 8 時 3 0 分 ～ 1 7 時 3 0 分 夜勤： 1 6 時 3 0 分 ～ 9 時 3 0 分

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金（ 契約書第 5 条参照 ）

介護保険の給付の対象となるサービスについては、利用料金の 9 割が介護保険から給付され、利用者の自己負担は費用全体の 1 割となります。※一部の方は 2 割（又は 3 割）負担となります。

通い・訪問・宿泊のサービスを具体的に、それぞれどのような頻度・内容で行うかについては、ご契約者と協議の上、小規模多機能型居宅介護計画に定めます。

○ 利用料金表（介護保険給付対象サービス） ※ 負担金月額（ 1 割負担の場合 ）

介護度	自己負担金（ 1割の場合 ）				
	基本単位	介護職員 配置加算	サービス提供 体制加算	総合マネジメント 体制強化加算	合 計
要支援 1	3,450 円		640 円	800 円	4,890 円
要支援 2	6,972 円		640 円	800 円	8,232 円
要介護 1	10,458 円	900 円	640 円	800 円	12,798 円
要介護 2	15,370 円	900 円	640 円	800 円	17,710 円
要介護 3	22,359 円	900 円	640 円	800 円	24,699 円
要介護 4	24,677 円	900 円	640 円	800 円	27,017 円
要介護 5	27,209 円	900 円	640 円	800 円	29,549 円
◇ 初期加算	30 円 / 日	登録した日から 30 日 以内			
◇ 小規模多機能型居宅介護事業所に登録した日から起算して30日以内の期間については、初期加算の対象となります。30日を超える入院をされた後に再び利用を開始した場合も同じです。					
認知症加算(1)・(2)※		760円 又は 460円 / 月		※ 認知症で日常生活に支障を来す場合	
訪問体制強化加算※		1,000円 / 月		※ 訪問担当職員を2名以上配置の上、事業所全体で月200回の訪問を実施した場合に、算定します。	
看取り連携体制加算		64円 / 日（ 30日限度 ）		※ 看取りが必要な 利用者に対し、看取りを行った場合に算定します。	
生活機能向上連携加算※		100円 又は 200円 / 月		※ 医師 や理学療法士等と共同の評価を行いケアプラン策定時に算定	
若年性認知症受入加算		450円 又は 800円		若年性認知症の利用者を受け入れた際に算定	
栄養スクリーニング加算		5 円 / 半年		栄養状態に係る情報を提供した際に算定	

・ 上記金額の合計に介護職員処遇改善加算（ 介護保険サービス総額の 18.6% ）が加算されます。

上記の金額は月ごとの包括料金ですので、小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日よりも利用が多かった場合、あるいは少なかった場合でも、日割りでの割引または増額はございません。

但し、月途中から登録した場合または月途中で登録を終了した場合には、登録した期間に応じて、日割りした料金をお支払いいただきます。尚、「登録日」は利用者が、通い・訪問・宿泊のいずれかのサービスを実際に利用開始した日、「登録終了日」は、利用者と当時業者の利用契約を終了した日となります。

また、以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

○ 介護保険給付対象外の利用料金表

食事代(1,860円 / 1日3食)		朝食：480円、昼食・夕食：690円	
宿泊代		2,900円泊(1泊3食で4,760円となります)	
紙おむつ・尿取りパッド、手芸材料等		実費	※種類・枚数に応じて実費
通常の事業実施地域以外の送迎費用等		実費	※通常の実施地域以外の校区においては、実施地域を超えた距離に対し、費用負担とする。 ※～1km 200円、～2km 400円、以後1km毎に200円を加算する。

※紙おむつ・尿取りパッド等は、ご持参いただいた場合は無料です。

尚、ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払い頂きます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。(償還払い)

介護保険給付外の料金について、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額変更することがあります。その場合、変更内容及び事由について、変更を行う2ヶ月前にご説明します。

○ 利用料金のお支払い方法について、前記利用料金は1ヶ月ごとに計算し、次のいずれかの方法により、翌月20日までにお支払いいただきます。

- ① 事業所での現金支払い ② 銀行振り込み ③ 自動口座引落とし

【 銀行振り込みの場合 】

肥後銀行 健軍支店(ケンガンシテン) 普通預金 口座番号：1813656 名義人：株式会社 昭和館 代表取締役 光岡 由紀子 (カブシカアイシャ ショウカン ダイショウトリシヤク ミツオカ ユキコ)

※ (尚、振込み又は口座引落としに係る手数料はご負担いただきます。)

○ 利用の中止・変更・追加について (契約書 第6条参照)

利用予定日の前に、ご契約者の都合により、サービスの利用を中止または変更もしくは追加する場合は、原則としてサービス実施日の前日までに事業者へ申し出てください。

尚、当日になって利用中止の申し出をされた場合には、食事代について全額を請求させていただきます。

※ ご契約者の病気や緊急入院など、やむを得ない場合はこの限りではありません。

○ 小規模多機能型居宅介護計画について

小規模多機能型居宅介護サービスは、利用者一人ひとりの人格を尊重し住み慣れた地域での生活を継続することができるよう地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支援するものです。事業者はご契約者の状況に合わせて適切にサービスを提供するために、ご契約者と協議の上で小規模多機能型居宅介護計画を定め、またその実施状況を評価します。計画の内容および評価結果等は、書面に記載してご契約者に説明の上交付します。

6. 苦情の受付について（契約書 第18条 参照）

当事業所における苦情やご相談は、以下の専用窓口にて受け付けます。

- 苦情相談窓口（担当者） 管理者（不在の時は他の常勤職員）
- 受付時間 月曜 ～ 金曜日 9:00 ～ 17:00、土曜日 9:00 ～ 12:00

(2) 行政機関その他苦情受付機関

- 熊本市役所 高齢介護福祉課 電話（096-328-2347）
- 熊本市北区役所 福祉課 電話（096-272-1118）

7. 運営推進会議の設置

当事業所では、小規模多機能型居宅介護の提供に当り、サービスの提供状況について定期的に報告すると共に、その内容等についての評価、要望、助言を受ける為、下記の通り運営推進会議を設置しています。

構成：利用者および利用者の家族、地域住民の代表者、市町村職員、地域包括支援センター職員
小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等
開催：隔月開催 会議録：運営推進会議の内容、評価、要望、助言等について記録を作成します。

8. 協力医療機関、バックアップ施設

当事業所では、各利用者の主治医との連携を基本としつつ、病状の急変に備えて、以下の医療機関を協力医療機関として連携体制を整備しています。

○ 熊本機能病院	熊本市北区山室6丁目8-1	TEL: 096-345-8111
○ 朝日野総合病院	熊本市北区室園町12-10	TEL: 096-344-3000
○ 菊南病院	熊本市北区鶴羽田3丁目1-53	TEL: 096-344-1711
○ 中山記念病院	合志市須屋702	TEL: 096-343-2617
○ ひとのわ ハロー歯科	熊本市北区龍田陣内1丁目1-2	TEL: 096-227-8440
○ 伊東歯科口腔病院	熊本市中央区子飼本町4-14	TEL: 096-343-0377

9. 非常火災時の対応

非常火災時には、別途定める消防計画に則って対応を行います。また防災訓練を年2回行います。

10. サービス利用に当たっての留意事項

- サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示してください。
- 事業所内の設備や器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により、破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。
- 他の利用者の迷惑となる行為はご遠慮ください。
- 所持金品は、自己の責任で管理してください。
- 事業所内での宗教活動および政治活動はお断りいたします。

令和 年 月 日

指定小規模多機能型居宅介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

住 所 〒860-0084 熊本市北区山室4丁目9-30
事業者名 株式会社昭和館 小規模多機能ホームはけのみや

説 明 者 ⑩

私は本書面に基づいて、事業者から重要事項の説明を受け、指定小規模多機能型居宅介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所 〒

氏 名 ⑩

又は代理人 ⑩

(利用者との続柄)

※ この重要事項説明書は、厚生労働省令第34号(平成18年3月14日)第88条により準用する第9条の規定に基づき、利用申込者またはその家族への重要事項説明のために作成したものです。

令和2年6月1日 改訂
令和3年4月1日 改訂
令和4年8月1日 改訂
令和4年10月1日 改訂
令和6年4月1日 改訂
令和6年6月1日 改訂
令和7年4月1日 改訂
令和8年6月1日 改訂